

令和8年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱

（ 令 和 8 年 8 月 6 日
男女共同参画推進本部長決定 ）

1 目的

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を踏みにじり、安全で安心な暮らしを妨げる要因であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

この運動は、都道府県、市区町村、男女共同参画推進連携会議、関係団体、有識者等との連携、協力の下、社会の意識啓発等の取組を一層強化することを目的とする。

特に、女性に対する暴力の根底には、人権の軽視があることから、人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする。

2 実施期間

令和8年11月12日（木）から11月25日（水）までの2週間

（11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）

3 主唱

内閣府、内閣官房、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

4 協力を依頼する機関・団体等

都道府県、市区町村、男女共同参画推進連携会議、関係団体、有識者等

5 運動の重点

次の事項に重点を置く。

- (1) 「パープルリボン・バッジ」や「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」を積極的に活用するなどにより、性犯罪・性暴力、配偶者等への暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等の暴力は決して許されないものである、との社会認識を更に醸成すること。
- (2) 暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、暴力の被害に遭っていないながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること。

6 運動の実施事項

- (1) ポスター、リーフレット、動画等の作成・配布、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用したキャンペーン、パープル・ライトアップ等の広報活動を、運動のより一層の広がりを目指し、効果的に実施する。
- (2) 講演会・研修会等の啓発活動を実施する。
- (3) 相談窓口の周知を進め、被害者相談活動の一層の充実を図る。
- (4) 犯罪行為の未然防止を図るため、防犯指導や青少年に対する生活指導、街頭補導等を重点的に実施する。
- (5) 犯罪行為の取締り及び関係営業に対する行政指導を強化する。